

別表4 (第28条関係)

防犯モデル駐車場審査基準

※備考～「○」必須、「△」推奨

項目	基準	備考
1 構造	外周に見通しの良いフェンス、柵等を設置して、周囲と区分する。	○
2 防犯設備	○ 見通しが悪く、死角となる箇所にミラー、防犯カメラその他の防犯設備を設置して、見通しを確保する。 ○ 自転車駐輪場については、チェーン用バーラックの設置等、盗難の防止に有効な措置を講ずる。	○ ○
3 管理者	○ 管理者等が常駐し、若しくは巡回する。 ○ 上記の措置を講じることができない場合は、防犯カメラその他の防犯設備の設置により補完する対策を講ずる。	△ ○
4 照明設備	人の行動を視認できる程度以上の照度（注）を確保する。	○
5 出入口 ゲート	自動車出入口は、自動ゲート管理システム等を設置し、又は管理人を配置し、車両の出入りを管理する。	○

(注) 人の行動を視認できる程度以上の照度

4メートル先の人の挙動、姿勢等が識別できる程度以上の照度（平均水平面照度（床面または地面における平均照度をいう。以下同じ。）がおおむね3ルクス以上）をいう。